

パートタイム・有期雇用労働法等説明会のご案内

秋田市で9/14、9/28に説明会を開催します！！【事前申込必須】

パートタイム・有期雇用労働法等により、同一企業内の正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間との間で、基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されました（中小企業へのパートタイム・有期雇用労働法の適用は令和3年4月1日）。また、その他改正法についても順次施行されております。

説明会にご参加いただき、ご準備をお願いいたします。

なお、説明内容については説明会終了後、秋田労働局HPへの掲載も検討しております。遠方の事業主の皆さまや、日程が合わない事業主の皆さまは後ほどご覧ください。

説明会では、以下の事項についてご説明いたします。なお、1のうちパートタイム・有期雇用労働者のついての説明、3の説明、4の説明は昨年度実施した説明会の説明内容と同様のものになります。



1. 同一労働同一賃金がスタートしました！

施行：令和2年4月1日 ※中小企業のパートタイム・有期雇用労働者への適用は令和3年4月1日

☆正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差が禁止されました。

2. 子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得ができるようになります！

施行：令和3年1月1日

☆子の看護休暇・介護休暇が時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができるようになります。

3. 職場のパワハラ防止対策が義務化されました！

施行：令和2年6月1日 ※中小企業は令和4年3月31日までは努力義務

☆職場のパワーハラスメント防止対策を講ずることが事業主の義務になりました。

4. 女性活躍推進のための取組が変わります！

【労働者が101人以上の事業主】 施行：令和4年4月1日

☆女性活躍推進に関する行動計画の策定・届出が義務になります。

【労働者が301人以上の事業主】 施行：令和2年6月1日

☆女性活躍推進に関する情報公表項目が強化されております。

下記会場において開催しますので、申込みされる方は「参加申込書」をご覧ください。

No.	開催日時・場所・定員
1	令和2年9月14日(月) 14:00~16:00 秋田市文化会館 大会議室 〒010-0951 秋田市山王七丁目3-1 75名
2	令和2年9月28日(月) 14:00~16:00 秋田市文化会館 大会議室 〒010-0951 秋田市山王七丁目3-1 75名

◆説明会終了後、個別相談会を実施します。説明内容に関する相談の他、働き方改革関連法や医療労務管理に関する相談も承りますので、気軽にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症対策について



会場収容人数に対して、参加者を少なくするなどの対策を講じております。当日はマスクの着用・手指の消毒をお願いしますとともに、発熱や風邪の症状、高齢者、基礎疾患のある方及び妊婦の方は参加を控えていただきますようお願いいたします。参加申込後に欠席となる場合には、秋田労働局雇用環境・均等室までご連絡願います。



参加申込書

必要事項をご記入の上 **FAX (018-862-4300)** でお申込みください。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、当説明会は中止の可能性もございます。

中止の場合、申込者の方々には個別にご連絡をさせていただきます。

事業所名		希望説明会 No.	
所在地		電話 番号	
参加者職氏名		参加 人数	名

※申込みについては定員に達し次第、締め切らせていただきます。
説明会に関するお問い合わせは、秋田労働局雇用環境・均等室まで